# 令和3年分相続税の申告事績の概要

令和4年12月沖縄国税事務所

### I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

### Ⅱ 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数(死亡者数)は13,582人(前年対比109.6%)でした。 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は993人(同120.1%)で、その課税価格の総額は 1,796億円(同127.3%)、申告税額の総額は237億円(同152.6%)でした。

#### 〇 相続税の申告事績

年分等 項目			<sup>(注1)</sup> 令和 2 年分		令和3年分		対前年比	
1	(注2) 被相続人数(死亡者数)		12,390		人 13,582		109.6	
2	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 167	人 827	外 272	, 993	外 162.9 12	% 0.1
3	課税割合 (②/①)			6.7		7.3		ポイント
4	相続税の納税者である 相続人数			人 2,501		人 2,922	11	6.8
(5)	(注3) <b>課税価格</b>		外 102	億円 <b>1,411</b>	外 156	<sup>億円</sup> 1,796	外 152.5 <b>12</b>	7.3
6	税額			億円 <b>155</b>		<sup>億円</sup> 237	15	% 2.6
7	1 被 人 当	(注3) <b>課税価格</b> (⑤/②)	外 6,131 1	<sub>БН</sub>	外 5,741	万円 I 18,082	外 93.6 10	6.0
8	続 た り 人	税額 (⑥/②)		万円 <b>1,874</b>		<sub>万円</sub> 2,382	12	% 7.1

- (注) 1 令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日 (※) まで、令和 3 年分は令和 4 年 10 月 31 日までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
  - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。
  - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
  - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
  - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

# Ⅲ 参考計表

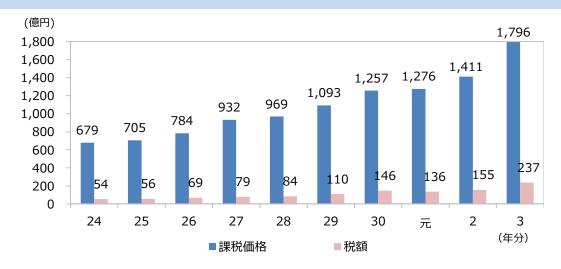
#### 1 被相続人数の推移



#### 2 課税割合の推移



#### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



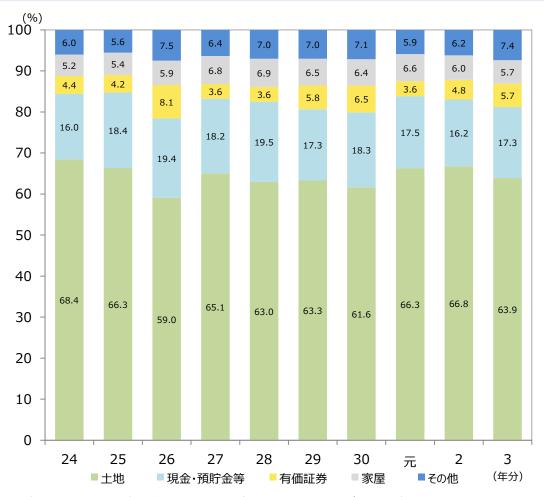
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
  - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

#### 4 相続財産の金額の推移

						(単位:百万円)
年分年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成24年	47,315	3,609	3,017	11,034	4,154	69,129
〃 25年	47,339	3,888	3,026	13,141	3,963	71,357
〃 26年	48,142	4,834	6,637	15,813	6,109	81,534
〃 27年	61,846	6,493	3,379	17,275	6,065	95,058
〃 28年	60,926	6,641	3,485	18,905	6,813	96,770
〃 29年	70,264	7,236	6,471	19,253	7,798	111,021
〃 30年	78,625	8,208	8,328	23,326	9,124	127,610
令和元年	86,755	8,655	4,741	22,963	7,735	130,848
〃 2年	95,325	8,511	6,869	23,171	8,866	142,741
〃 3年	116,493	10,338	10,367	31,598	13,424	182,220

<sup>(</sup>注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

#### 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。